

# 青函職員交流研修実施要領

## 1 目 的

青森・函館ツインシティの締結に伴い、青森市職員との交流を深め、両市職員の意識の高揚と地域の活性化に寄与するとともに、視野の拡大を図ることを目的とする。

## 2 対象職員（ただし、医師職・教育職の職員を除く。）

(1)主事1級，技師1級，主任主事および主任技師の職員

(2)上記と同等職務の消防職の職員

## 3 研修期間（派遣期間）

原則として3日以内とする。

## 4 人 員

毎年度予算の範囲内で定める。

## 5 研修生の指定

総務部長が選定し指定する。

## 6 報告書の提出

研修生は、研修終了後すみやかに報告書を提出するものとする。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。